経済産業省告示第七十二号

項 規 制 成二十二年 定に の 経済 に 届 関 基づき、 する 産業省 出等を行おうとする者 . 経 法 関 律 済 経 施 産 係 業省 化学 済産業 行 規 |令第七| · 物質 則 省 関 の 昭 「 の 使 和四 号) 係化 審 査及び 用 学 干 の 物 九 に 施 年 係 質 行 製造等 る電子計算機の技術的 の 通 に 審 伴 商 查 産 ſί の 規 業省令第四 及び製造等の規制 及 び 制 に関する法律施 経 済 [十号) 産業省 基準及び同令第二十条第二項第三号の 第二十 に 関 行 関する 係 規則 化 学 · 条 法 の — 第 物 律 質 施 部 項 の 及び 行 審 を改正する省令 規 査 第 則 及 第二十 び 項 製 第三 造 · 条 第 等 号の 平 の 規

平成二十二年三月三十一日

電

亨

証

明

書

等

に

.)

する告示を次のように定め、

平成二十二年四月一日から施

行する。

経済産業大臣臨時代理

国務大臣 赤松 広隆

等 経 を 済 行 産業省関 おうとする者 係 化学物質 の)使用 の に係 審査 る電子計算 及び製造等 機の技 の規制に 術的基準 関する法 及び同令第二十条第二 律 施行 規則 第二十条第 項第三号 項 の の 届 電 出

子証明書等に関する告示

第 産 |業省令第四十号。 条 いう。 経 済 産 業 を行おうとする者 省 関 以 係 下 化 学 規 物 質 則 Iの使 の ح 審 用に係る電 しし 查 及び う。 製 造 第二十 子計 等 の · 条 第 算機の技術的基 規 制 に 項 関 に す 規 る 定 法 準は、 す 律 á 施 届 行 規 出 次の各号に 等 則 以 昭 下 和 1掲げ 単 四 +に る機 九 届 年 能の 出 通 等 商

すべてを備えたものとする。

ソフト 経済 ウェ 産業大臣が交付するソフトウェア又は経済産業大臣 ア を 用 1) て、 経済 産業大臣 の 使 用 に 係 る電 子 計 一の使用に係る電子計算 算 機 ゕ゚ ら入手 L た 様式 機 に から入手 λ 力でき した る

能

第二条 当該 1 ン 面等に経 届 出等 ター ネ を行う者が、 済 ツ 産業大臣が電子 1 を 利 用 規則 L て経済 第二十 , 情 報 産業・ · 条 第 処 大 理 臣 組 一の使 織 項 ただ を 使 用 に 用 L 係 L 書 て届 る電 の 規定に 子計: 出等を行っ 算機 基づき ど通 た者に対して付与す 書 信 面 等 で きる を提 機 出 す 能 る ときは、 る 識 別

番号を表 示 して、 電 子 情 報 処 理 組 織 を 使 用 L て 届 出等 を 行っ た日から三日以 内 に . 当 該 書 面 等 を 提 出

しなければならない。

の

とする。

第三条 規 則 第 二十条第 項第三号に 規 定 す る電 子証 明 書 は、 次 に 掲 げ る 要 件 の すべ て に 該 当 す るも

年 局 に に 員 版 運 を 政 の 営 Ι 職 L١ 府 す 認 S O う。 を の るも 証 証 以下 明 基 / す Ι の を 盤 同 Ε ることそ Ç いう。 複数 四 じ 五 لح の認 に 以下同 の 規 に 61 証局 よっ う。 他 定 政 す じ。 て る 府 (ISO/IEC(九 五 が 認 構 電 成 証 乏 に 九四 - 八 基 さ おけ 情 盤 れ 報 を る るブ 処 しし 認 理 う。 証 IJ 組 基 国 ツ 織 盤 Ŏ ジ で 際標準 を 認 Ι 使 あ S 年 証 う 用 版) 化機 局 て、 L 0 て / 政 の 三 ・ 構 手 行 Ι / Ε 府 続 政 認 C 玉 を行 機 = 九 証 関 際 基 電 ſί 五 の 気標 盤 長 九 六 を 四 又 そ 準会 構 は に の 規 成 行 八 他 定する す 議。 $\frac{1}{0}$ わ の á せ 玉 認 る 以 家 認 証 た 下 公 0 め 務 証 単 局

が作成した電子証 四・八(二〇〇一年版)の八・一・二に規定する相互認証をいう。以下同じ。 きるものをいう。)と相互認証を行っている認証局で であって、政府認証基盤を構成する他の認証局以外の認証局と相互認証(ISO/IEC九五九 経済産業大臣が交付するソフトウェア又は経済産業大臣の使用に係る電子計算機から入手した 明書(規則第二十条第二項第一号に規定するものを除く。) 政府認証基盤を構成する認証局以外のもの)を行うことがで であること。

ソフトウェアを用いて送信することができる電子証明書であること。